

# 群馬県立大泉高等学校

生徒手帳（18ページ～29ページ）抜粋資料：生徒心得

## 資料概要：

本資料は、群馬県立大泉高等学校の生徒手帳における「生徒心得」（18ページから29ページ）の内容を正確に抜粋し、確認しやすいように整理・作成したものです。生徒としての本分を守り、よりよい校風の形成に努めてください。

## 生徒心得

本校生徒は以下の心得を守って、よりよい校風の形成に努力しなければならない。

## 第1章 学校生活

### 1 服装

- (1) 服装は本校所定の制服を着用する。（細則は別に設ける）
- (2) 実習・体育、部活動等においては担当教師、部活動顧問の指示に従う。
- (3) 負傷等やむを得ない場合、異装許可願いを提出し、許可を得る。

### 2 礼儀作法

- (1) 正しい礼儀作法を身につける。
- (2) 来校者、職員に出会ったら挨拶・会釈する。生徒相互間においても努めて行う。
- (3) 職員室などへの入退室の際には入口において一礼する。
- (4) 式典など特別な場合における礼式は、指導担当教師の指示に従う。（服装も含む）
- (5) 言葉遣い、態度など他人に不快の念を起こさせないように努める。
- (6) 校内外を清潔にし、また校舎、校具を大切にせず故意に汚損してはならない。過って校舎、校具を汚損したときは速やかに学級担任または担当教師に申し出ること。事由によっては弁償しなければならない。
- (7) 始業より放課まで許可なくして校外に出てはならない。
- (8) コート類、マフラー等は、原則として授業・集会時等には着用してはならない。

### 3 所持品・責任

---

- 3 所持品を紛失、あるいは金品を拾得した場合は、直ちに学級担任または遺失物係に届出る。
- 4 クラス委員、生徒会役員、日直や週番その他係にあたっている者はその責任を果たさなければならない。
- 5 被服、履物、携帯品には氏名を記入する。

### 4 学習・考査（テスト）上の注意

---

- (1) 授業には十分な準備と心構えをもつてのぞむ。
- (2) 努めて図書館等を利用して自主的に学習する。
- (3) 考査上の注意

ア 座席は名簿順に着席し私語は一切禁ずる。質問のある時は挙手をし、指示を受ける。

イ 受験中は各自の教科書、ノート類はまとめて教室の前後に置く。机の中には一切物を入れない。

ウ 筆記用具（鉛筆、消しゴム）以外のものは机上に置かない。その他のものを置く場合は監督教師の許可を求める。

エ 筆記用具等の物品の貸借はしてはならない。

オ 下じきの使用は原則として認めない。

カ 遅刻した場合、監督の許可を受け、残余の時間で受験することもできる。

キ 都合により試験中の教室から退出しようとする際は、監督教師に申し出て他に迷惑をかけないようにする。

ク 不正行為があった場合は、その試験中の教科のテストはすべて零点とする。

ケ 試験の一週間前から指定された日まで、職員室・印刷室への入室はできない。

コ 試験前一週間から終了までの部活動は禁止する。但し部活動を行う必要が生じた場合は部活動顧問が校長の了解を得たうえで行うことができる。

### 5 交友関係・自治活動

---

#### 7 交友関係

- (1) 相互の人格を高め合える交友関係を築く。
- (2) 交友関係、とくに男女交際については常に良識をわきまえ、周囲に不快感や嫌悪感を抱かせることが決してないよう、配慮する。

#### 8 自治活動

- (1) 生徒会の活動には積極的に参加しその発展に努力する。
- (2) 合宿上の心得：合宿にあたっては合宿規則を守り、火気の取扱い及び保健衛生に留意する。

## 第2章 校外生活

### 1 基本自覚

---

校外にあっても常に品行を正しくし本校の生徒としての自覚を忘れてはならない。

### 2 登下校（自転車通学等）

---

- (1) 交通法規を守る。
- (2) 公共交通機関を利用する際は、他人に迷惑をかけない。車内においては車内道徳を守る。
- (3) 通学用の自転車には本校所定の鑑札を貼り付ける。
- (4) 駐輪時には、所定の場所に駐輪し、必ず施錠する。（二重ロックが望ましい）
- (5) 命を守るためにヘルメットを着用する。（義務化）
- (6) 自転車保険（加害事故に備えた損害賠償責任保険）に必ず加入すること。（法令上の義務化）
- (7) 特定小型原動機付自転車に該当する、電動キックボード等での登下校は禁止する。
- (8) 傘差し運転、携帯電話、イヤホン等を使用した運転や並進等、道路交通法違反に該当する危険運転は絶対にしない。

### 3 家庭生活・社会生活

---

#### 3 家庭生活

- (1) 家庭内において家族を思いやり、良好な人間関係を築くように努める。
- (2) 学校生活・交友関係について保護者と話し合うようにする。

#### 4 社会生活

- (1) 外出する場合はその行先、目的、所要時間等をあらかじめ家族に告げる。
- (2) 夜間の外出は慎み、やむなく外出した場合も22時頃までには帰宅する。
- (3) 無断外泊はしない。
- (4) 高校生が入場を禁じられている所には立ち入らない。
- (5) 集会を催し、あるいは印刷物を配布しようとするときは学級担任もしくは部活動顧問等を通して校長に申し出、許可を得る。
- (6) 他の団体と交渉し、またはそれに加入しようとするときは、学級担任もしくは部活動顧問等を通して校長に申し出、許可を得る。
- (7) 反社会的な集団（暴走族・チーム等）と決して関わってはいけない。

## 第3章 細則（服装・頭髪・アルバイト等）

### 1 タイプA（男子）の服装

- (1) **制服**：学校指定の制服を着用し、所定の校章、ボタンをつける。改造等した場合は、再度購入してもらう場合もある。
- (2) **コート類**：Pコートやダッフルコート、ダウンジャケット等のことをいう。制服の上に防寒用として着用する場合は、白・黒・紺・茶・グレーまたは華美でないものとし柄物はさける。また、皮製・合成皮革・ジーンズ類は禁止する。なお、部活動で揃えた防寒用チームウェア等、部活動顧問に許可されたものは着用可とする。パーカーはコート類と同等の扱いとして着用すること。
- (3) **セーター・カーディガン類**：着用可能期間は11月～3月とし、防寒用として制服の下に見えないように着ることは許可する。襟はVネックで色は黒・紺の無地のものとし、サイズも体形にあったものでなくてはいけない。パーカーはコート類と同等の扱いとし、登下校時以外は着用してはいけない。
- (4) **マフラー**：使用する場合は華美なものをさける。
- (5) **通学靴**：黒の革靴、または運動靴とする。ただし華美なものはさける。
- (6) **靴下**：色は白または黒・紺で、柄物、派手なものは禁止する。
- (7) **ベルト**：黒・茶とし、華美なものはさける。
- (8) **装飾品**：華美な装具は身につけない。ヘアピン等装飾品は一切禁止する。化粧等やピアスホールを開けること、ピアスを使用することは禁止とする。
- (9) **夏季略装期間**：  
ア 5月1日より10月31日の間は上着を着用しなくてもよい。（ただし、5月・10月は移行期間とし、気候に応じて上着を着用する。）  
イ インナーは、Yシャツの上から色・柄が透けて見えるようなものは着用禁止とする。  
ウ ワイシャツの色は白、裾はズボンの中に入れる。（半袖のワイシャツも可）。必ず校章をつける。  
エ 本校指定のポロシャツの着用も可とする。（裾出し可）ただし、体育や実習等では着用しない。

### 2 タイプB（女子）の服装

- (1) **制服**：本校所定の制服を着用し、黒リボン、校章をつける。下衣はスカート、スラックスどちらでもよい。ただし、スカートは膝頭にかかる程度の長さで着用し、折り曲げない。夏用半袖ブラウスの場合は黒リボンをしなくてもよい。改造等した場合は、再度購入してもらう場合もある。
- (2) **コート類**：タイプA（男子）の規定と同様とする。
- (3) **セーター・カーディガン類**：タイプA（男子）の規定と同様とする。
- (4) **マフラー・通学靴**：タイプA（男子）の規定と同様とする。
- (5) **ストッキング・タイツ等インナー・ソックス**：ストッキング・タイツ、ロングスパッツ、レギンス等を着用する場合は、無地、無柄で黒またはベージュとする。ソックスは白または黒・紺で柄物、華美なものやニーハイソックスは禁止する。自転車通学時に、レッグウォーマーを登下校時のみの着用を可とする。色は黒・紺で華美でないものとする。

(6) **装飾品**：華美な装具は身につけない。髪留めについては無地のものとし、華美でないものを着用する。黒・紺のゴムが望ましい。装飾品は一切禁止する。化粧等やピアスホールを開けること、ピアスを使用することは禁止とする。

(7) **夏季略装期間**：

ア 5月1日より10月31の間は上着・ベストを着用しなくてもよい。（5月・10月は移行期間）

イ 必ず黒リボン・校章をつける。（指定の半袖ブラウスの場合は黒リボンの着用はしなくてもよい）

ウ インナーは、ブラウスの上から色・柄が透けて見えるものは着用禁止とする。

エ 本校指定のポロシャツの着用も可とする。（裾出し可）ただし、体育や実習等では着用しない。

### 3 頭髪

---

(1) **タイプA（男子）**：清潔感があり、端正な髪型とする。前髪は目にかからない長さとする。横は耳にかからない長さとし、もみ上げは耳たぶよりも長くならないようにする。後ろ髪は制服のカラーまでとする。変色や、パーマ、エクステ等変形させた髪型は禁止とする。

(2) **タイプB（女子）**：清潔感があり、端正な髪型とする。前髪は目にかからないようにする。目にかかる場合は、分けてピンで留めるかゴムで縛るようにする。変色やパーマ、エクステ等変形させた髪型は禁止とする。

### 4 アルバイトについて

---

(1) アルバイトは、正当な目的と保護者の責任のもと、学校の指導に従って行うこと。学業、当番実習、部活動、学校生活に支障が生じない範囲で行わなければならない。

(2) アルバイトをするには、担任・担当教諭の許可を得て、所定のアルバイト申請書及び登録申請願を学校に提出しなければならない。

(3) アルバイトの申請は、年度ごとに提出しなければならない。年度をまたいで継続して行う場合は、必ず年度当初に再申請するものとする。また、途中でアルバイト先、労働条件が変わったりする場合も再申請を行うこと。

(4) 定期試験中、及び定期試験1週間前よりアルバイトをしてはならない。

(5) **以下の条件に該当するアルバイトは禁止する：**

ア 宿泊を要するもの

イ 勤務時間が午後9時を過ぎるもの

ウ 1日の実働時間が8時間を超えるもの

エ 飲酒を目的とする店

オ 危険の多い仕事

カ 遊技場、娯楽場

キ 時間的、距離的に問題のある職場

## 5 他校との合同行事の指導について

---

- (1) 部活動、その他で合同行事を計画する場合は、期日、場所、行事内容について部活動顧問と相談し、学校長の許可を得て決定すること。本校関係者以外の人を招く場合も同様とする。
- (2) 会場は指定された場所以外は使用せず、又使用後は必ず原形に復し、清掃しておくこと。
- (3) 学校の諸器具を使用する場合は管理者の許可を受け無断で使用しないこと。
- (4) 行事は計画的に進行し、本校の下校時間までに終了し、終了後は日直に報告すること。
- (5) 会合は必ず会場校関係部活動顧問の出席の下に行うこと。
- (6) 他校で行事を行う場合は、本校での活動の延長と考えその学校の指示に従い、又学校関係者に、礼儀を失しないようにすること。

---

群馬県立大泉高等学校 生徒手帳より抜粋・編集